

日本学生支援機構 奨学金を利用されていた方へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替（リレー口座）により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいると支援機構より連絡がありました。引き落としができなかった場合、「延滞」となってしまいます。そのようなことがないように、在学中から様々な機会に説明会を開催し、資料を配布してきましたが、改めて注意喚起のためにお知らせ致します。

あなたの返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか？

または、口座振替（リレー口座）の手続きを行っていないため、日本学生支援機構から請求書を受け取り、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか？
もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などがありますので、今すぐ日本学生支援機構の相談窓口にご電話をして下さい。ご相談の際には奨学生番号が必要となります。

すでに返還されている、または在学届や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続きなどの必要はありません。

平成29年度より各学校の貸与および返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

【日本学生支援機構相談窓口】 電話：0570-666-301

（海外からの電話や一部携帯電話、一部IP電話は専用ダイヤルへ 03-6743-6100）

詳しい内容につきましては、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>